



# 筑西市 環境基本計画

～ ゆたかな水と緑と人が  
共生するまち 筑西 ～

平成 29 年度 ～ 平成 38 年度



平成 29 年 3 月



筑西市  
CITY OF CHIKUSEI

## はじめに

筑西市は、筑波山を望む美しい景観、鬼怒川や小貝川、勤行川（五行川）などの清らかな河川、田園が広がる緑豊かな自然環境に恵まれ、米・こだますいか・梨をはじめとする農産物は、全国有数の生産額を誇っております。

また、商業や工業の集積も見られるとともに、歴史的資源や伝統文化が継承され、今日まで県西地域の中心的な役割を担ってまいりました。

近年、社会経済の発展や生活様式が多様化に伴い、快適で豊かな生活を営む一方で、身近な自然環境の減少、廃棄物問題、温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化などの環境問題は地球規模に拡大し、深刻な事態となっております。

本市では、こうした状況を踏まえ、豊かで快適な環境の保全と創造を図ることを目的として、平成 27 年 3 月に「筑西市環境基本条例」を制定し、さらにこのたび、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「筑西市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西」を将来像に掲げており、この計画に基づき、今日の環境問題に対処し、豊かな自然環境や歴史的資源を継承していくとともに、中・長期的な視野に立ち、健康で文化的な生活を営みながら、環境負荷の少ない、総合的な環境づくりを推進してまいります。

そのためには、市民・市民団体・事業者の皆様と市が協働により進めていくことが重要であると考えておりますので、今後とも、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました筑西市環境審議会並びに筑西市環境基本計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントにご協力いただきました方々に心から感謝を申し上げます。

平成 29 年 3 月



筑西市長  
須藤 茂

## 目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の対象地域.....	2
第4節 計画の期間.....	2
第5節 計画に関わる主体とその役割.....	2
第6節 計画の対象範囲.....	3
第7節 計画の構成.....	3
第8節 地域の概況.....	4
第2章 環境の現状と課題.....	8
第1節 自然環境の現状.....	8
第2節 生活環境の現状.....	11
第3節 地球環境の現状.....	23
第4節 環境の課題.....	25
第3章 計画の方向性.....	28
第1節 環境の将来像.....	28
第2節 環境の将来像を実現するための目標.....	30
第3節 計画の体系.....	31
第4章 施策の展開.....	32
基本目標1 里地里山を守り育むまち.....	33
基本目標2 身近な生活空間を守り、資源が循環するまち.....	39
基本目標3 地球温暖化の防止に向けて行動するまち.....	46
基本目標4 環境を守る人を育むまち.....	52
第5章 重点施策.....	56
第6章 計画の推進.....	59
第1節 計画の推進体制.....	59
第2節 計画の進行管理.....	61

## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 計画策定の趣旨

私たちは、快適で豊かな生活を営んでいます。昭和 20 年代から昭和 40 年代にかけて全国的に広がった公害問題や、昭和 50 年代からの自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による河川などの水質汚濁、資源・エネルギーの大量消費、廃棄物の増加など日常生活や事業活動に伴う都市型・生活型公害の表面化に対し、法整備による公害対策を行い、一定の成果を上げてきました。

物質的な豊かさと環境保全をある程度両立してきましたが、身近な自然環境の減少、廃棄物問題、温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

また、私たちの環境に対する意識の変化により、潤いや安らぎのあるライフスタイルを求めようになり、身近な環境を守り育むことへの意識の高まりがみられます。

本市には、鬼怒川や勤行川（五行川）、小貝川などの清らかな河川、緑豊かな筑波山を望む美しい景観、実り豊かな田園が広がる里地里山など身近な自然が残されています。近年、原子力発電に代わるエネルギー源として、急速に普及が進む太陽光発電設備の設置による開発などにより、里地里山の減少が懸念されています。

本市が持つ豊かな環境を守り育むため、平成 26 年度に「筑西市環境基本条例」を制定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行しています。条例の第 9 条では、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、『筑西市環境基本計画』（以下、本計画という）を定めることとしています。

『筑西市環境基本計画』は、今日の環境問題に対処し、豊かな自然環境や歴史的資源を継承していくとともに、中・長期的な視野に立ち、健康で文化的な生活を営みながら、市民・市民団体・事業者・市が協働した環境負荷の少ない、総合的な環境づくりを推進するための指針となる計画とします。

### 第2節 計画の位置づけ

本計画は、筑西市総合計画を環境面から実現していくものとして、環境に関わる計画の中で最も上位の計画であり、市の環境に関する施策を推進する上で、その指針となるものです。

なお、本計画は国や県の関連法、各種計画などと整合を図ります。



### 第3節 計画の対象地域

本計画の対象地域は、筑西市全域とします。

### 第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 年間とします。ただし、計画期間中においても、計画の進捗、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生など、状況の変化に適切に対応するため、必要に応じ見直すものとします。

### 第5節 計画に関わる主体とその役割

本計画に掲げる目標を実現していくためには、地域を構成する市民・市民団体・事業者・市のそれぞれが主体的に環境を守り育むための役割を分担し、相互に連携し協力していくことが必要です。

各主体の役割と連携は次のようになります。

#### 市民

日常生活に伴う環境負荷を認識し、その低減に努め、自然環境の保全と環境に優しいまちづくりに向けた行動を自ら積極的に行います。また、市が実施する施策に参加、協力します。

#### 市民団体

美化活動やリサイクル活動、自然環境の保全活動など、多岐にわたる主体的な行動により大きな役割を果たします。また、市が実施する施策に積極的に協力します。

#### 事業者

事業活動に伴う環境負荷を認識し、自らの責任と負担において必要な措置を講じる責務を有するとともに、環境負荷の低減に積極的に努めます。また、市が実施する施策に積極的に協力します。

#### 市

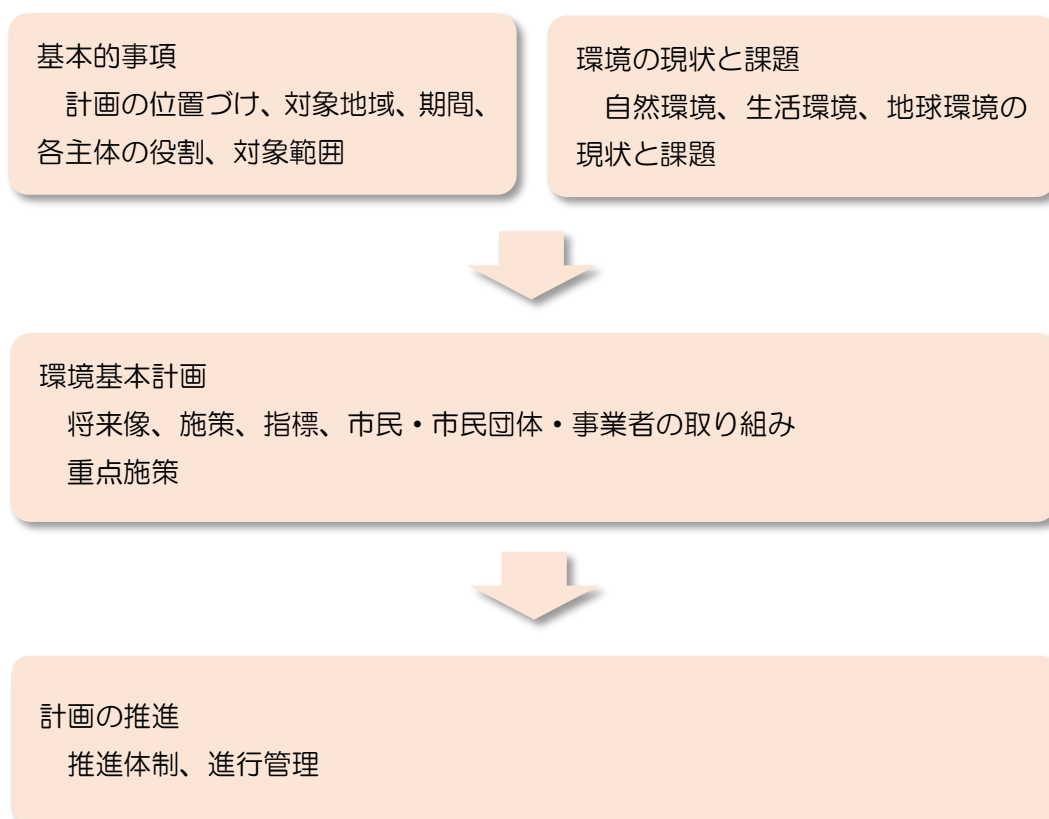
環境に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定し、自ら取り組むとともに、市民・市民団体・事業者と連携し、環境保全を推進します。広域的な問題に関しては、近隣市町、県、国との連携を図ります。

## 第6節 計画の対象範囲

本計画では、里地里山や生物多様性などの自然環境、大気環境や水環境、廃棄物などの生活環境、地球温暖化やエネルギー問題などの地球環境、環境への意識を向上させるための環境学習などの人づくりを行う協働社会を対象とします。

## 第7節 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。



## 第8節 地域の概況

### 1 地 勢

本市は、東京から北へ約 70km の距離にあり、茨城県の西部に位置し、東西は約 15km、南北は約 20km で 205.30km<sup>2</sup> の面積を有しています。

南は、下妻市及びつくば市に、東は桜川市に、西は結城市、八千代町及び栃木県小山市、北は栃木県真岡市に隣接しています。

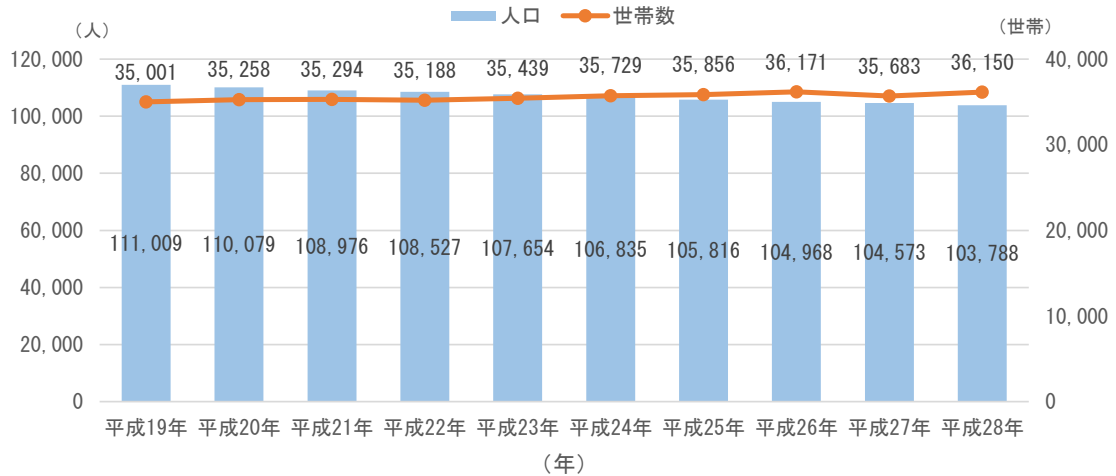


《本市の位置》



## 2 人 口

本市の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあり、一世帯当たりの構成人数は減少しています。

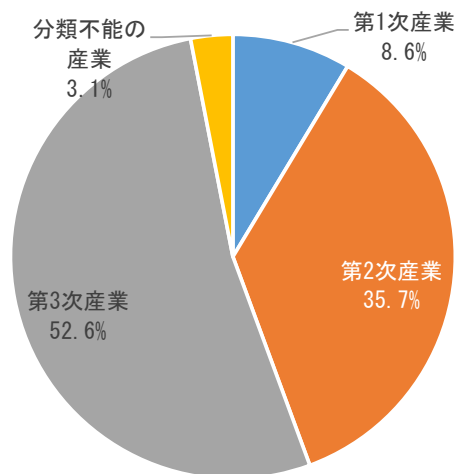


《人口と世帯数の推移》

出典：国勢調査及び常住人口調査

## 3 産 業

本市の産業別就業者数の割合は、サービス業などの第3次産業が最も多くなっています。



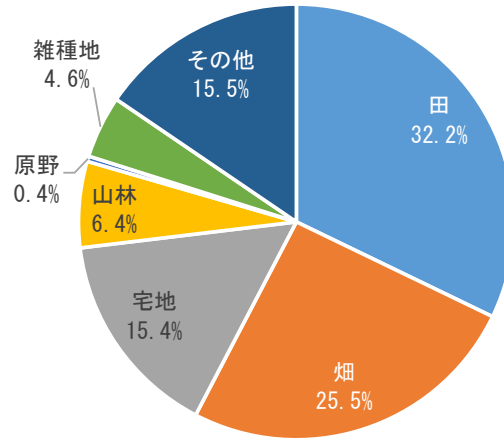
《産業別就業者数》

出典：平成22年国勢調査



#### 4 土地利用状況

本市の土地利用状況は、田畑が約6割を占め、次いで宅地となっています。

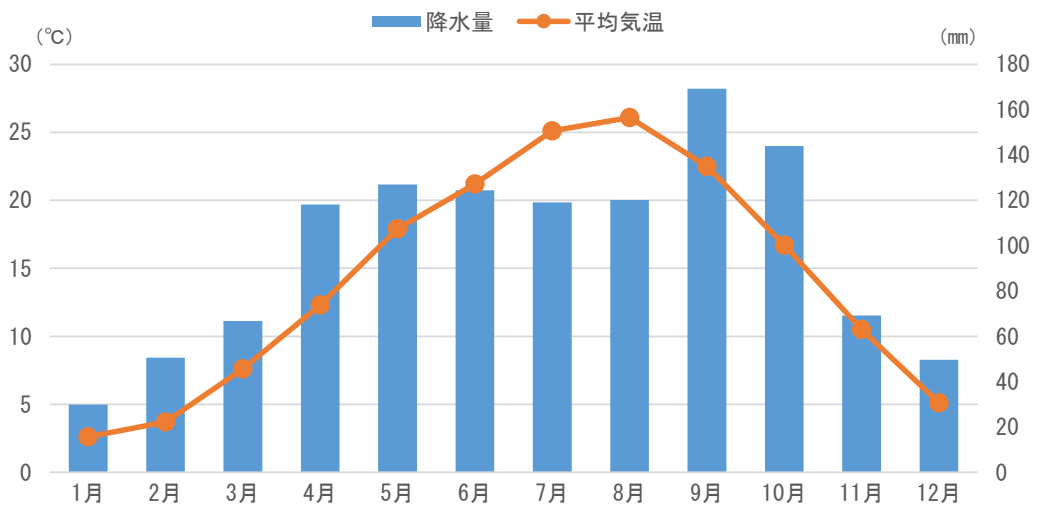


《土地利用面積の割合》

出典：土地に関する概要調書（課税課 資産税グループ）

#### 5 気象

本市の気象は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、降雪はほとんどありません。



《平成19年～平成27年の各月平均気温、降水量の推移》

出典：気象庁統計データ

## 第2章 環境の現状と課題

### 第1節 自然環境の現状

#### 1 里地里山

本市は、常総台地と鬼怒川、小貝川、勤行川（五行川）、大谷川、桜川の侵食によって形成された沖積低地の2つに分けられ、標高の高い山はなく、比較的平坦な土地となっています。市域には、古くから農業が営まれてきた田畑が広がり、寺社や史跡などの文化財が点在し、その周辺には社寺林や屋敷林が点在しています。

近年は、耕作放棄地や管理の行き届かない林の増加、太陽光発電設備の設置による里地里山の減少が見られます。



## 2 生態系

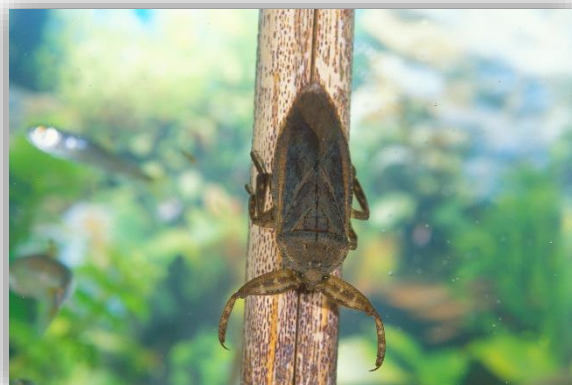
本市の里地里山には、多くの動植物が生息生育し、豊かな生物多様性が維持されています。また、近年では、河川の水質が改善されるとともに、環境に配慮した河川工事やサケの稚魚の放流活動などにより、サケの遡上が確認されています。

本市に生息生育しているとされる種のうち、茨城県のレッドデータブックで絶滅危惧種に指定されている種は、植物が43種、動物では鳥類がツミ、魚類がメダカとギバチ、昆虫類がオオムラサキとキベリマメゲンゴロウとなっています。

近年は、林や農地などの里地里山の開発や荒廃により、希少な動植物の生息生育域の減少がみられます。また、外来種などの影響により、その土地固有の生態系の衰退が懸念されています。



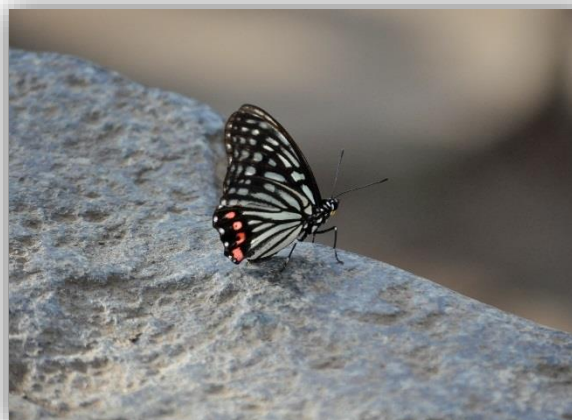
オオムラサキ



タガメ



アメリカザリガニ（外来種）



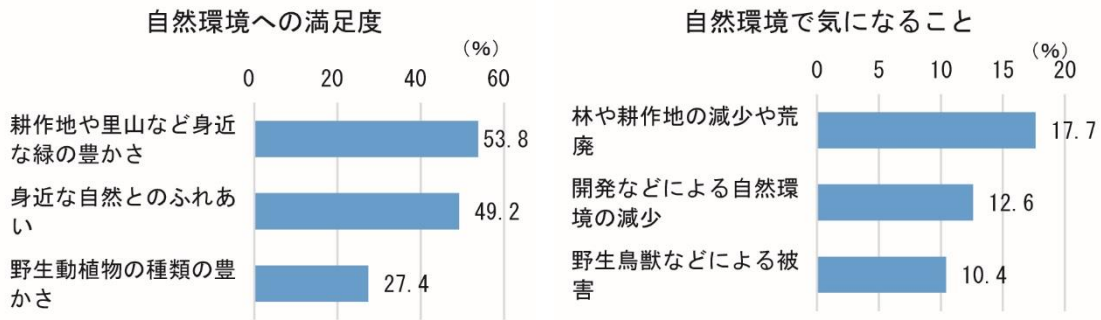
アカボシゴマダラ（外来種）

提供：ミュージアムパーク茨城県自然博物館

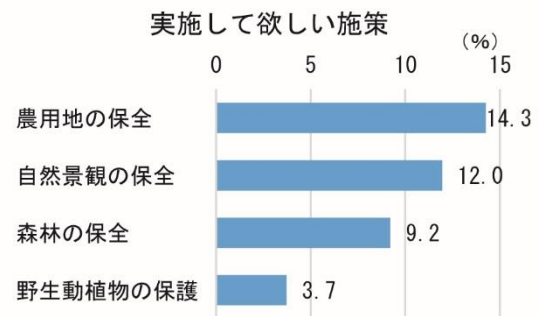
### 3 意識調査

#### 市 民

自然環境への満足度は「耕作地や里山など身近な緑の豊かさ」で50%を超えています。自然環境で気になることは「林や耕作地の減少や荒廃」が最も高くなっています。

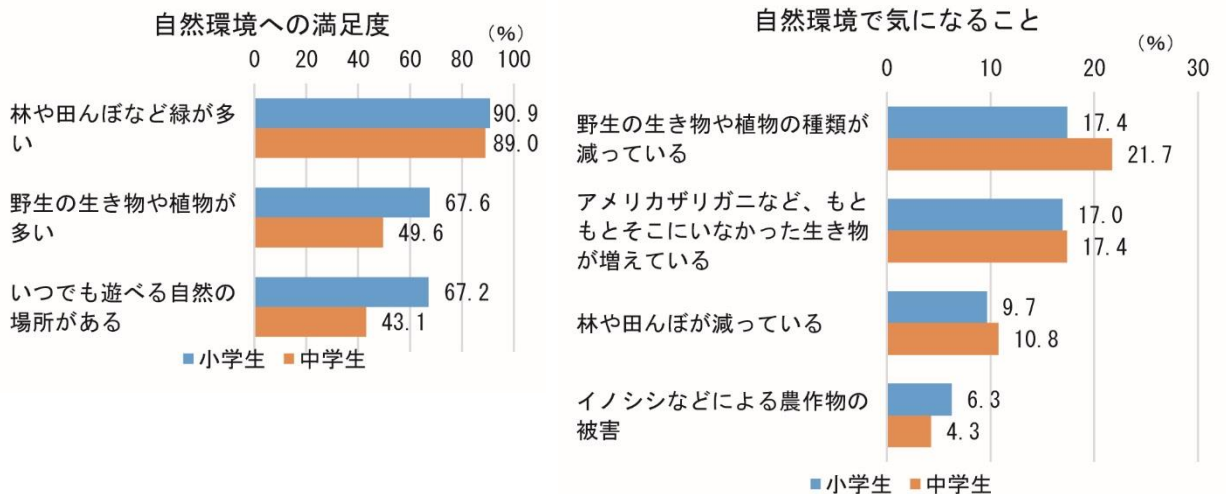


実施して欲しい施策としては「農用地の保全」が約15%で、自然環境への施策を望む声は、やや低い傾向にあります。



#### 小中学生

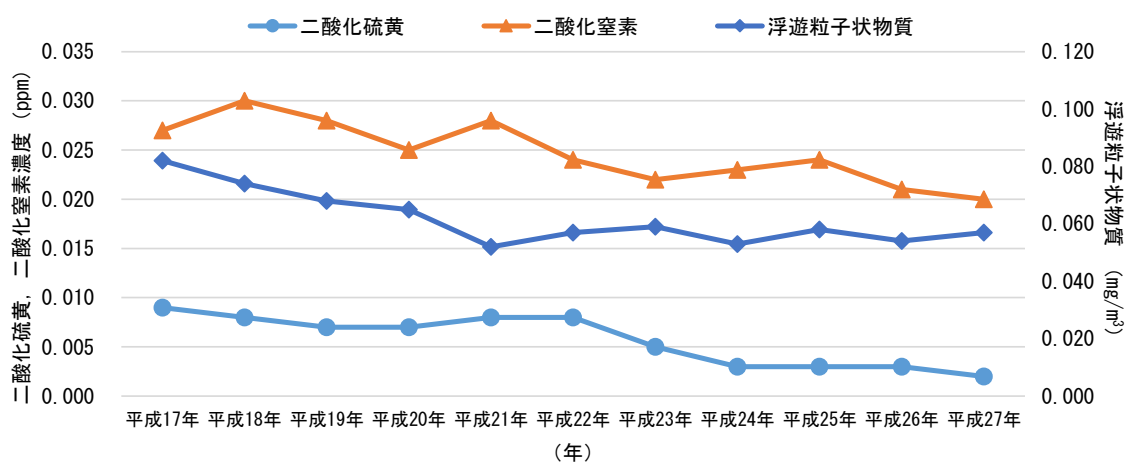
自然環境への満足度は「林や田んぼなど緑が多い」が約90%となっています。自然環境で気になることは、中学生で「野生の生き物や植物の種類が減っている」が、20%を超えています。



## 第2節 生活環境の現状

### 1 大気環境

市内の筑西保健所に設置されている一般環境大気測定局の測定結果では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を満たしていますが、光化学オキシダントは満たしていません。光化学オキシダントは、窒素酸化物や揮発性有機化合物等が太陽光の紫外線により光化学反応を起こし生成される物質で、全国的に環境基準を達成していない傾向にあります。



《大気汚染物質濃度の経年変化》

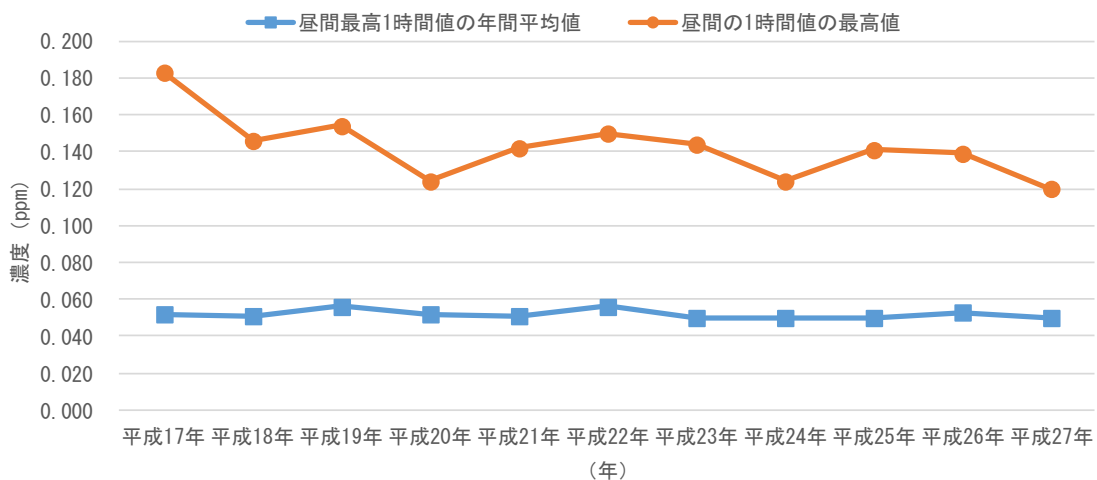
出典：筑西市の環境

### 参考

#### 二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質の環境基準

環境基準	短期的評価		長期的評価	
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下	1時間値が0.1ppm以下	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日の有無
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppm内またはそれ以下	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	1時間値の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続した日の有無





光化学オキシダントの環境基準：1時間値が0.06ppm以下  
 《光化学オキシダント濃度の経年変化》

出典：筑西市の環境



国道50号線 小林付近

光化学オキシダントとは・・・

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、紫外線に反応して作られるオゾンやアルデヒドなど酸化力の強い大気汚染物質のことを、光化学オキシダントといいます。これらの物質が空中に停留してスモッグ状になることで光化学スモッグが発生します。光化学スモッグは、目や気道に対する健康障害をおこす大気汚染として問題視されています。

## 2 水質汚濁

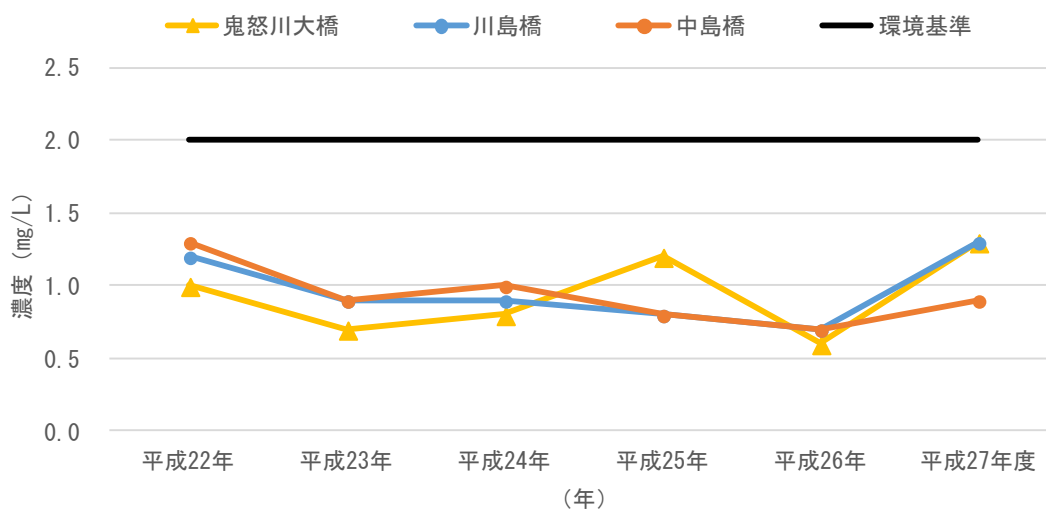
### ● 公共用水域

市域を流下する河川の水質は、本市及び関係する機関で定期的に水質調査を行っています。

水の汚れの指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）は、主要河川である鬼怒川、勤行川（五行川）、小貝川で環境基準を満たしています。

### ◆ 鬼怒川

鬼怒川では、鬼怒川大橋、川島橋、中島橋の3地点で水質調査を実施しています。環境基準はA類型に指定され、水の汚れを示す生物化学的酸素要求量（BOD）は、2mg/Lです。



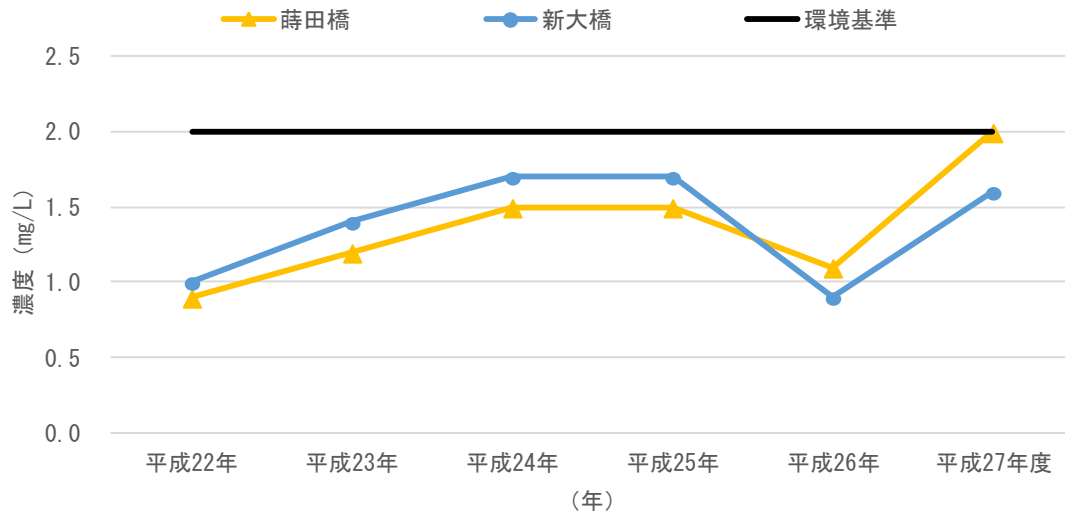
《生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化：鬼怒川》

#### 生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標です。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。

◆ 勤行川（五行川）

勤行川（五行川）では、蒔田橋、新大橋の2地点で水質調査を実施しています。  
環境基準はA類型に指定されています。



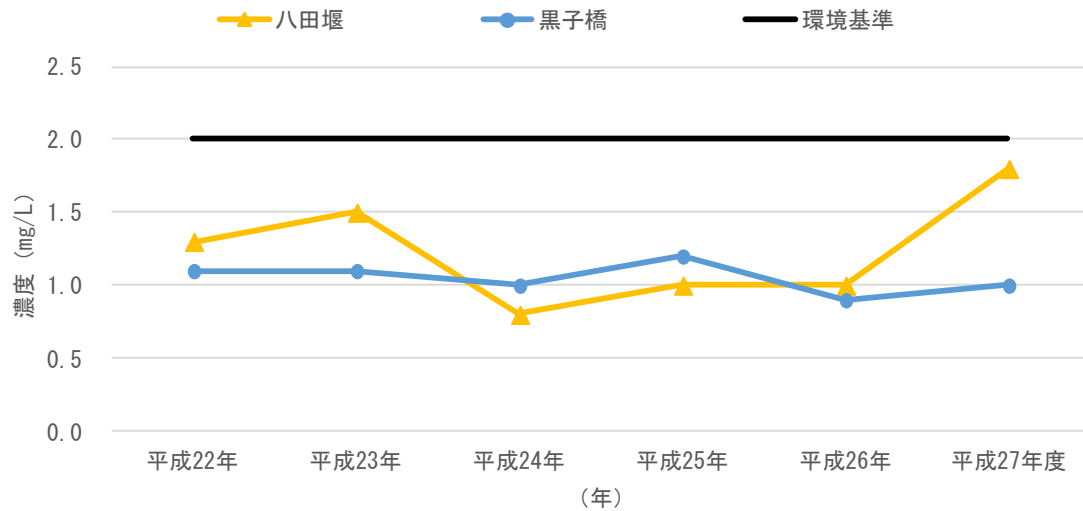
《生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化：勤行川（五行川）》



勤行川での鮭の遡上

### ◆ 小貝川

小貝川では、八田堰、黒子橋の2地点で水質調査を実施しています。環境基準はA類型に指定されています。



《生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化：小貝川》

### 参考

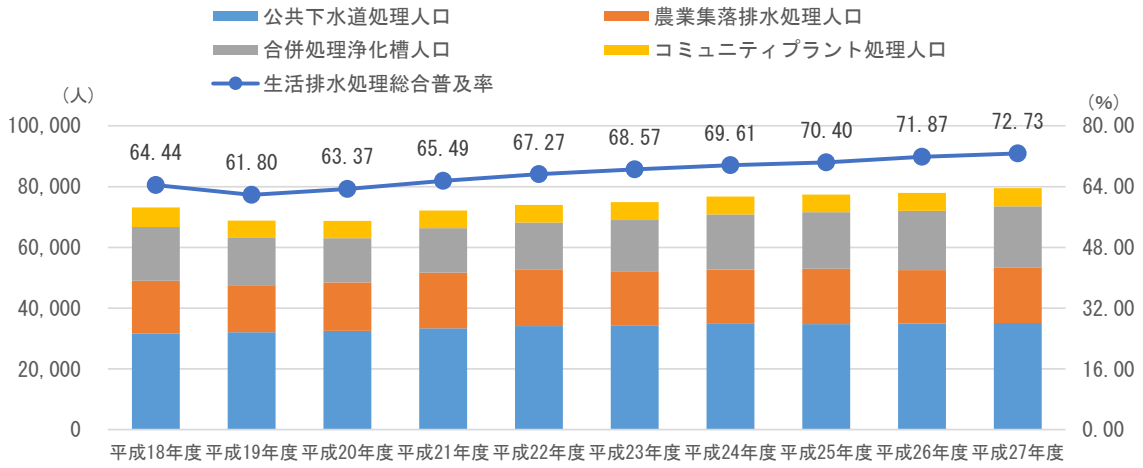
#### 河川の類型別環境基準

河川には、水の利用目的に応じ類型が定められ、それぞれに基準値が設定されています。類型は、AA, A, B, C, D, Eがあり、AAが最もきれいな水で、Eが最も汚い水です。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下

● 生活排水処理状況

生活排水処理施設の普及率は、年々上昇し平成27年度で72.73%となっています。



《生活排水処理状況の推移》

出典：下水道課調べ



勤行川と勤行緑地



### 3 騒音

道路に面する地域に立地している住居などを対象に、自動車騒音の常時監視として面的評価を行っています。昼間・夜間とも基準値を超過している住宅は、市域全体で2.4%となっています。

《面的評価結果》

		昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値以下
全戸数 (5,046戸)	戸数	4,743	166	17	120
	割合(%)	94.0	3.3	0.3	2.4
近接空間 (2,014戸)	戸数	1,814	99	12	89
	割合(%)	90.1	4.9	0.6	4.4
非近接空間 (3,032戸)	戸数	2,929	67	5	31
	割合(%)	96.6	2.2	0.2	1.0

出典：筑西市の環境

### 4 土壌汚染・地下水汚染

#### ● 土壌汚染

市内には、土壌汚染対策法に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域はありません。

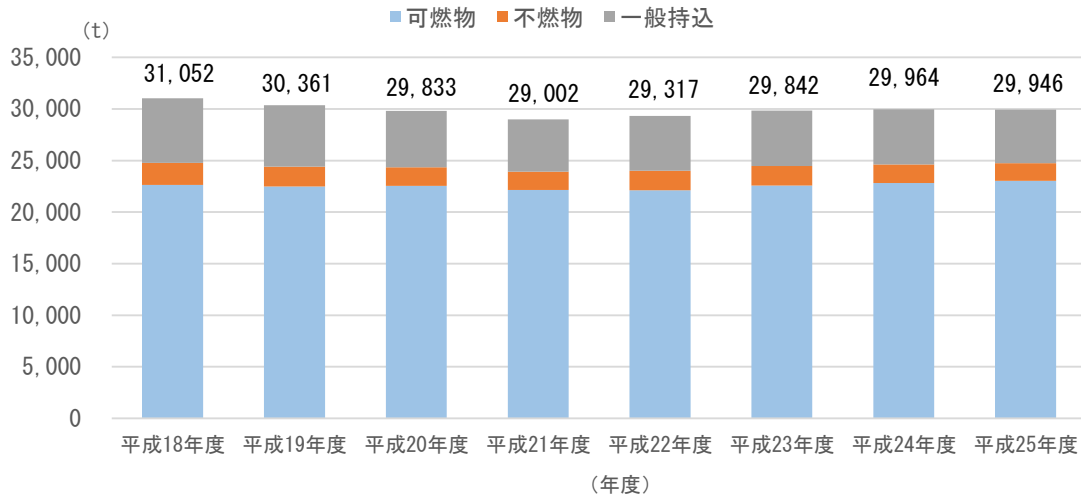
#### ● 地下水

平成27年度に市内10箇所の一般井戸水の調査を実施した結果、地下水の水質汚濁に係る環境基準以下となっています。

茨城県で実施している調査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で環境基準を超える地点があります。

## 5 一般廃棄物

本市の一般廃棄物は、筑西広域市町村圏事務組合が所有する環境センターで処理を行っています。環境センターで処理される本市の一般廃棄物の搬入量は、横ばいとなっています。



### 《一般廃棄物の搬入量の推移》

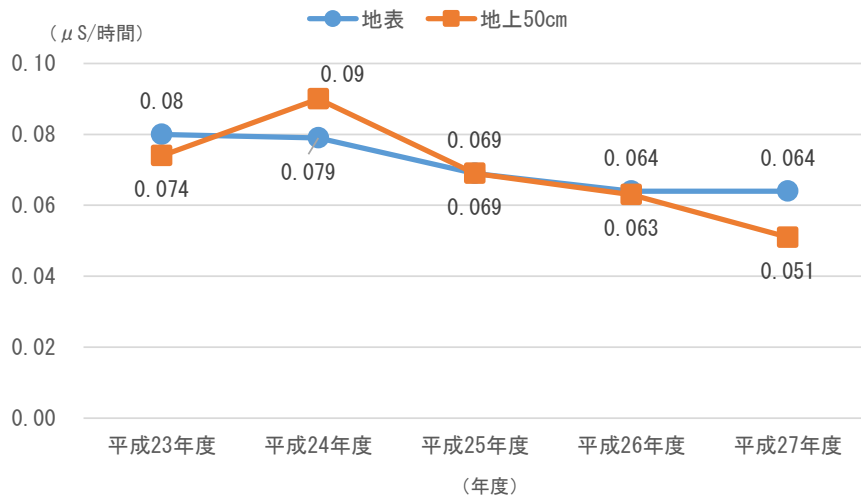
出典：筑西広域市町村圏事務組合



筑西広域市町村圏事務組合 環境センター

## 6 空間放射線量

本市では、都市公園 5 箇所 で年 2 回、小学校、中学校、幼稚園・保育園で月 1 回、放射線量の測定を行っています。



《放射線量の推移：参考地点 下岡崎近隣公園》

出典：環境課

## 7 放射能

下館・明野・協和学校給食センターや保育園、認定こども園では、給食の放射能の測定を行っており、セシウム 134、137 とも不検出となっています。

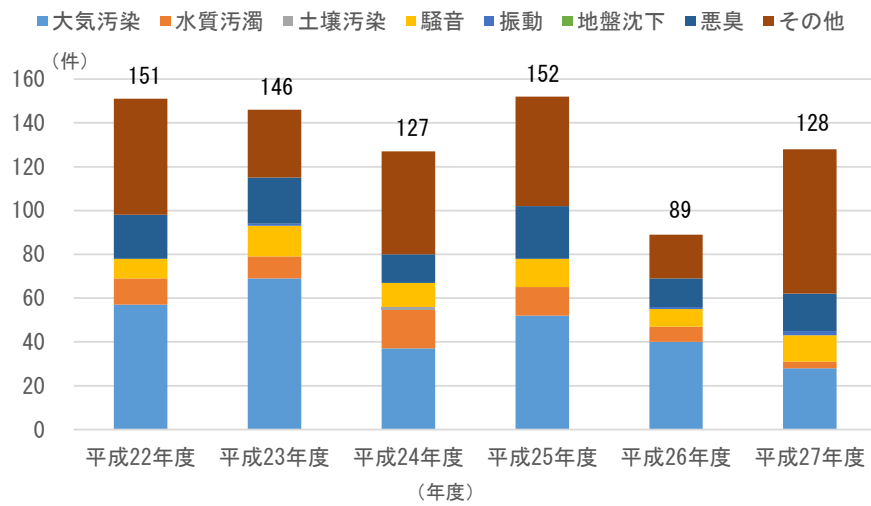
放射線と放射能とは・・・

光にたとえると、放射線は光で、放射能は光を出す能力です。放射能を持つ物質が放射性物質です。

放射能の強さは「ベクレル」という単位で表され、放射線の人体への影響は放射線を受けた量である「シーベルト」という単位で表します。

## 8 公害の苦情

公害の苦情件数は、年度によりばらつきが見られます。近年は、ごみの野外焼却などのように、発生源が工場などではなく、日常生活から発生するものが増えています。



《公害の苦情件数の推移》

出典：筑西市の環境



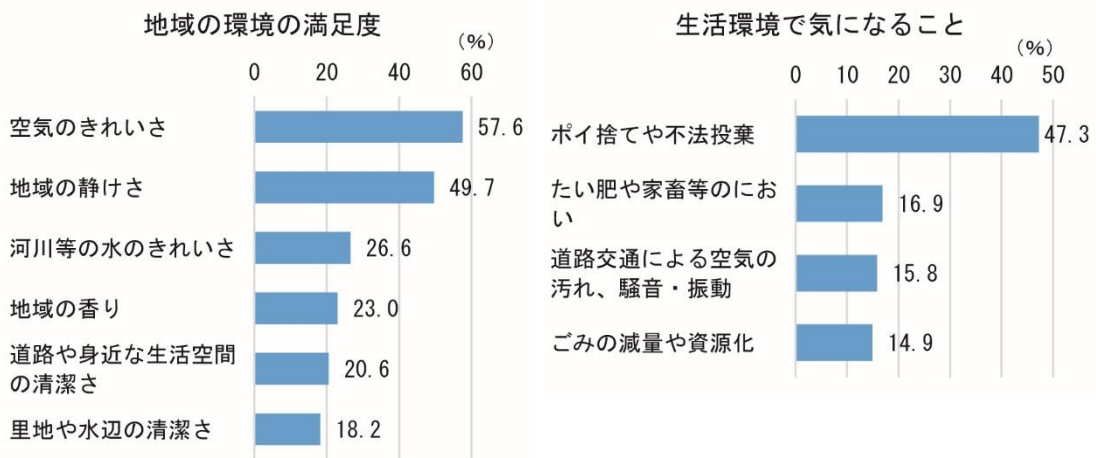
県西総合運動公園

## 9 意識調査

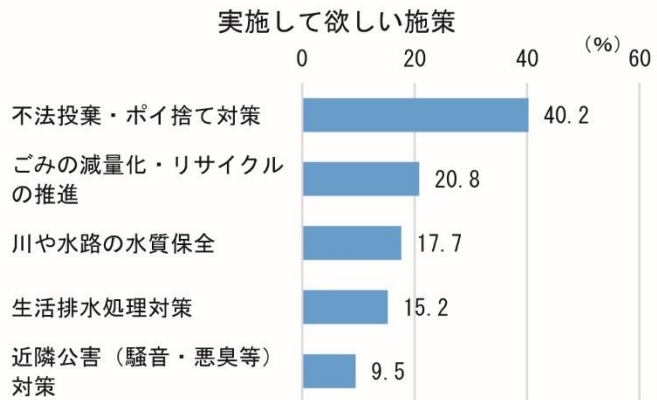
### 市 民

地域の環境への満足度は「空気のきれいさ」「地域の静けさ」で高くなっていますが「道路や身近な生活空間の清潔さ」「里地や水辺の清潔さ」の満足度はやや低くなっています。

生活環境で気になることとしては「ポイ捨てや不法投棄」が高くなっています。

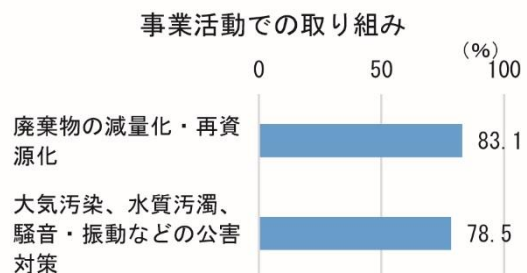


実施して欲しい施策としては、「不法投棄・ポイ捨て対策」が約40%となっています。



### 事業者

環境保全に向け「廃棄物の減量化・再資源化」「大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの公害対策」に多くの事業者が取り組んでいます。

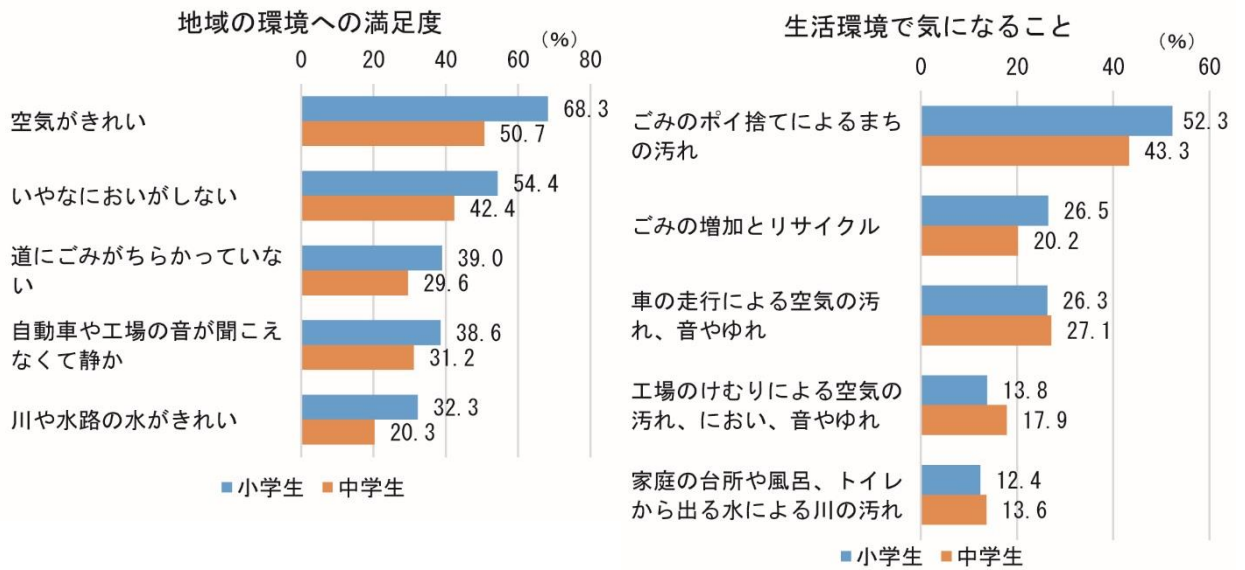




## 小中学生

地域の環境への満足度は「空気がきれい」「いやなおいがしない」で高くなっています。

生活環境で気になることとしては「ごみのポイ捨てによるまちの汚れ」が高くなっています。

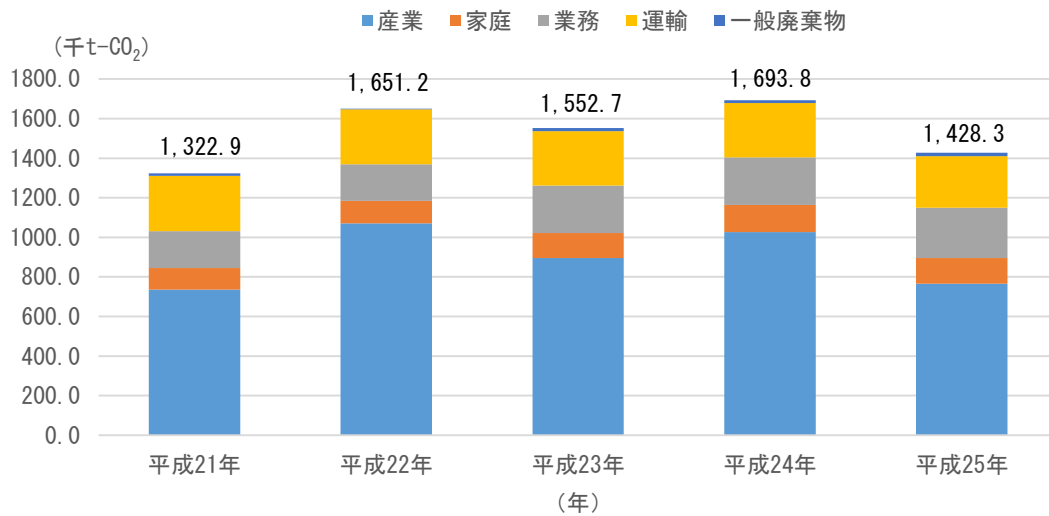


リサイクルステーション（協和）

### 第3節 地球環境の現状

#### 1 温室効果ガス排出量

本市全域の温室効果ガス排出量は、年によってばらつきが見られますが、産業部門が最も多くなっています。なお、温室効果ガス排出量は、環境省が公表する温室効果ガス排出量簡易版により算出しています。



《温室効果ガス排出量の推移》



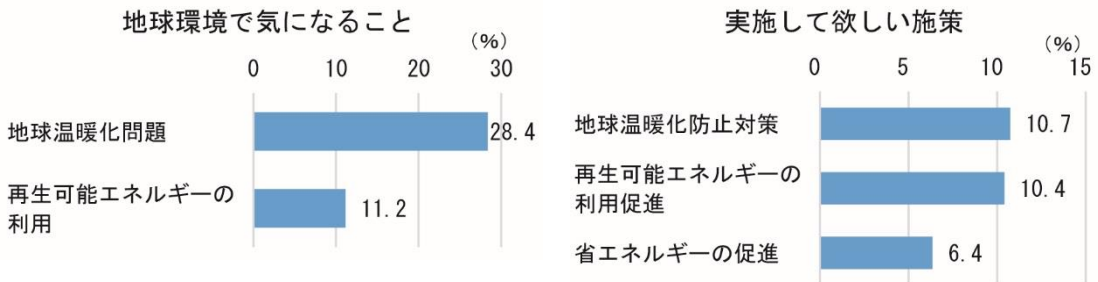
太陽光発電システム：宮山ふるさと公園

## 2 意識調査

### 市民

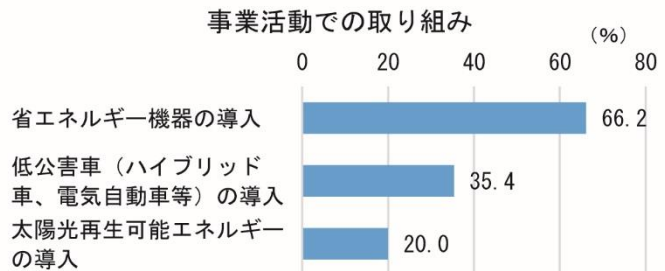
地球環境で気になることでは「地球温暖化問題」が高くなっています。

実施して欲しい施策としては「地球温暖化防止対策」「再生可能エネルギーの利用促進」が約10%となっています。



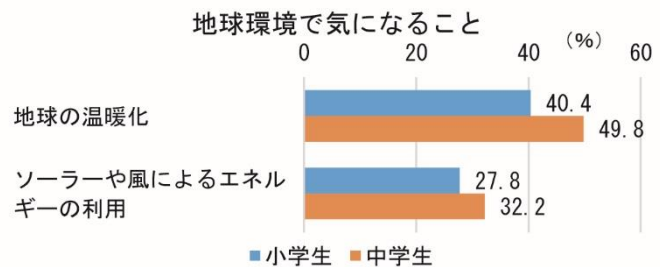
### 事業者

環境保全に向けた「省エネルギー機器の導入」は多くの事業者が取り組んでいます。



### 小中学生

地球環境で気になることとしては「地球の温暖化」が高くなっています。



## 第4節 環境の課題

### 1 自然環境

本市には、平地林や田畑などの里地里山が残され、周辺には冬季でも水が流れる水路もみられ、多様に富んだ動植物が生息生育しています。これらの自然が形成する風景は、本市の原風景として私たちに安らぎを与えています。

その一方、多くの動植物を育む里地里山は、農林業従事者の高齢化や後継者不足などにより林の荒廃や耕作放棄地の増加が見られます。さらに、近年は林や農地への太陽光発電設備の設置が急速に進み、豊かな生物多様性を育んできた里地里山が減少しています。一部の地域では、市民による里地里山の保全が行われていますが、自然環境は一度衰退してしまうと簡単には元に戻らないため、市内に残る自然を守り維持していくことが必要です。

文献などによると、市内には多くの動植物の存在が確認されていますが、人間の活動や気候の変動による外来種などの侵入で、本来その地域がもつ生物多様性の衰退が懸念されています。そのため、市内に生息生育する動植物の把握を行い、保全や防除などの対策を行う必要があります。

また、市街地での動植物の生息生育域や市民の憩い場を確保するためにも、自然とふれあえる公園や水辺などの計画的な整備が必要です。



市内を流れる水路



## 2 生活環境

大気環境は、光化学オキシダント以外の項目では環境基準を満たしています。光化学オキシダントは、窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光の紫外線により光化学反応を起こし生成される物質で、汚染物質が広域で移動する大気汚染となっています。

そのため、工場の排ガスや自動車の排ガスなど、光化学オキシダント原因物質の発生を今後も低減していく必要があります。また、広域的な大気汚染物質として問題となっている微小粒子状物質（PM2.5）への対応も必要です。

市内を流れる主要河川では、清澄な水質となっていますが、小さい河川や水路では水質の改善が必要です。以前は、河川などの水質汚濁の原因は、工場などからの排水でしたが、近年は生活排水であるといわれています。工場などの排水の規制による監視を継続していくとともに、公共下水道や農業集落排水への接続率の向上、合併処理浄化槽の設置を進めていく必要があります。

道路を走行する車両による環境への影響を軽減するため、道路の整備や補修、公共交通機関の充実などの対策が必要です。車両による影響は、大気環境や騒音だけでなく、地球温暖化対策の観点からも推進していく必要があります。

ごみの減量化、資源化へ向けた取り組みは、多くの市民、事業者に浸透していますが、廃棄物を取り巻く環境は、最終処分場の残余年数のひっ迫、地球温暖化、資源の枯渇など、多くの問題を抱えています。ごみの減量化、資源化は、ごみを排出する全ての人々が取り組んでいかなければなりません。

また、不法投棄やポイ捨て対策を望む声は多く、ごみのないまちを目指した効果的な対策が必要です。



### 3 地球環境

私たちは、快適で便利な暮らしを送ってきましたが、化石燃料の消費により排出される温室効果ガスによる地球温暖化は、人類の喫緊の課題となっています。国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で新たな枠組みが採択され、温室効果ガス排出量の削減に向け、より一層取り組んでいかなければなりません。日本では、福島第一原子力発電所の事故以来、化石燃料による火力発電で温室効果ガスの排出量は増加しています。

そのため、地球で暮らす全ての人々が温室効果ガス排出量の削減に向け、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの消費を抑制したライフスタイルへの転換など、様々なことに取り組んでいかなければなりません。

また、再生可能エネルギーである太陽光発電が急速に普及していますが、林や農地の減少が懸念されており、今後は多様な再生可能エネルギーの活用が求められています。



平成 27 年 9 月関東・東北豪雨 鬼怒緑地



## 第3章 計画の方向性

### 第1節 環境の将来像

#### 1 基本理念

「筑西市環境基本条例第3条」に環境保全に向けての基本理念が示されています。この基本理念を規範として、環境基本計画を策定します。

筑西市環境基本条例（平成27年3月25日 条例第3条）

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 現在及び将来において市民が本市の豊かな自然環境の恵みを楽しむよう、自然と人との共生を確保すること。
- (2) 健全で持続的な経済の発展を図りながら、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (3) 市、市民及び事業者の地域における日常生活や事業活動は、地球環境全体に影響を及ぼすものであることを認識し、地球環境の保全に資する施策に積極的に参画すること。



## 2 環境の将来像

本市には、清らかで豊かな水が流れる河川、点在する緑豊かな林と実り豊かな田畑の里地里山が広がっています。人が手を加えることにより維持されてきた里地里山には、多くの動植物が生息生育しています。

その一方、市街地が形成され、便利で快適な暮らしが営まれるとともに、多くの工場が生産活動を行う工業団地も形成されてきました。

本市に残る自然と人が共に暮らす心安らく環境を、将来にわたり引き継いでいかなければなりません。生活の利便性を確保しつつ、環境を保全していく新たなライフスタイルを構築し、環境負荷を低減した持続可能な社会の実現に向け、環境の将来像を設定しました。

筑西市の環境の将来像

ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西



## 第2節 環境の将来像を実現するための目標

環境の将来像『ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西』を実現するために、環境の現状や課題を踏まえ、4つの基本目標を設定します。

### 基本目標1

#### 里地里山を守り育むまち

清らかで豊かな水と緑豊かな林や田畑の里地里山を保全し、そこで育まれる生物多様性を守りながら、自然との触れ合いの場を確保するまちを目指します。

### 基本目標2

#### 身近な生活空間を守り、資源が循環するまち

私たちの暮らしや事業活動が環境に負荷を与えていることを認識し、可能な限り環境負荷を低減したライフスタイルを実現し、資源が循環するまちを目指します。

### 基本目標3

#### 地球温暖化の防止に向けて行動するまち

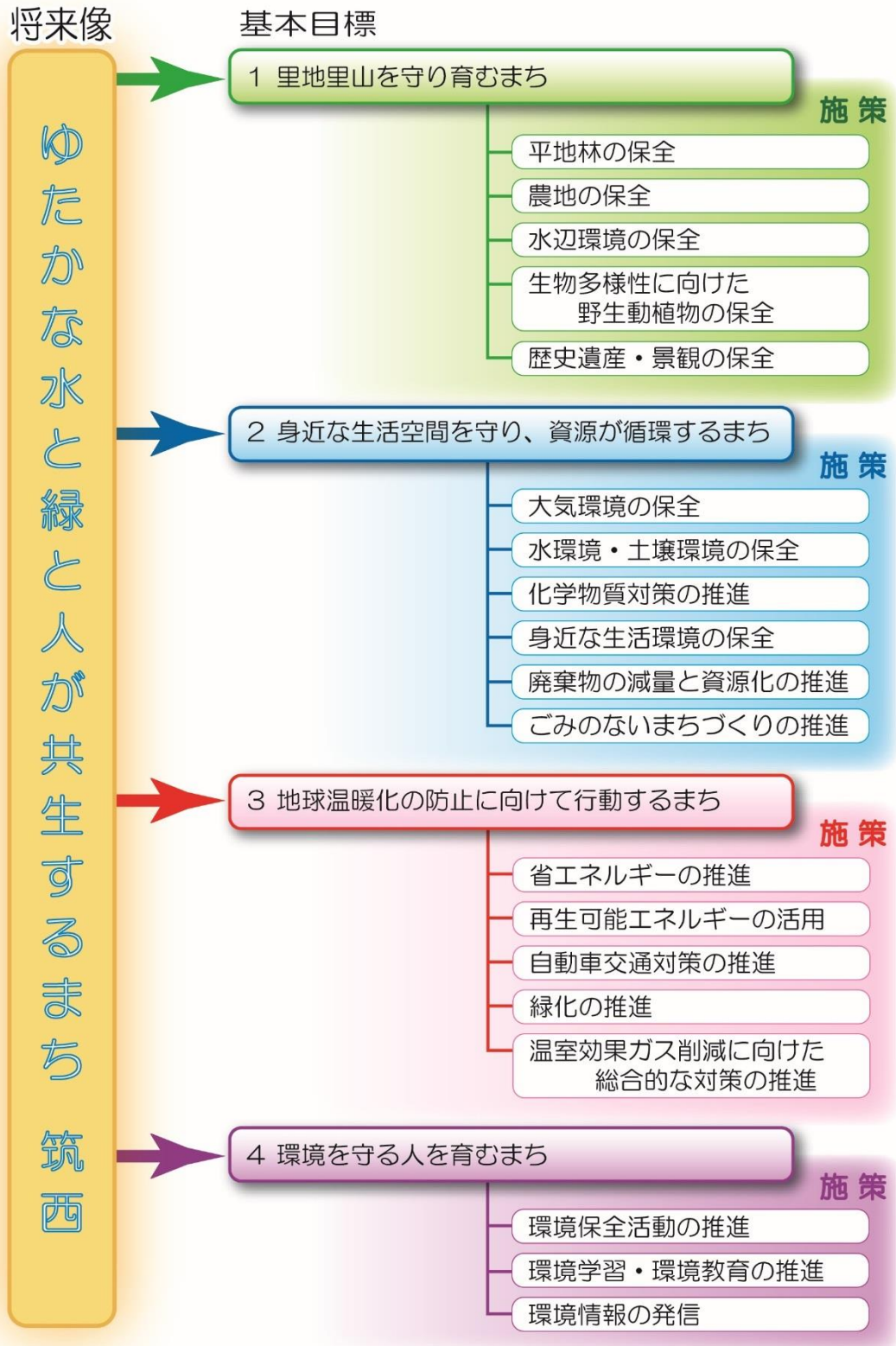
エネルギーや資源を無駄なく効率的に利用し、温室効果ガス排出量を抑制するライフスタイルを実現するとともに、多様な再生可能エネルギーを活用するまちを目指します。

### 基本目標4

#### 環境を守る人を育むまち

市・市民団体・事業者のすべてが主体となり、環境について学ぶ機会を通して、環境への関心や理解を深め、共に考え、連携し、積極的に環境を守る活動を実践していくまちを目指します。

第3節 計画の体系





## 第4章 施策の展開

本市の環境の将来像『ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西』の実現に向け設定した、基本目標ごとの施策、市民・市民団体・事業者の取り組みを整理します。

また、施策の進捗を確認するため、基本目標ごとに指標を設定します。指標は、基本年次を平成 27 年度、目標年度を平成 38 年度とし、必要に応じて見直しを実施します。



## 基本目標1 里地里山を守り育むまち

### 施策1 平地林の保全

#### 施策の方向性

本市には、社寺林や屋敷林、雑木林などが残され、多くの動植物の生息生育域となっています。これらの林は人の手により維持されてきましたが、林業従事者の減少により、人の手が行き届かず荒廃がみられます。身近な林の適切な維持管理により、森林資源を保全します。

#### 市の主な施策

- 県と連携した自然環境保全地域の管理
- 社寺林や屋敷林、平地林の適切な管理の促進
- 林所有者への適切な管理の啓発
- 市民や市民団体との協働による平地林の管理
- 森林管理に際する間伐材の利用の促進
- 林地開発の必要な手続きの指導
- 太陽光発電施設設置のガイドラインの適切な運用

#### 市民・市民団体が取り組むこと

- ◆ 所有する林の適切な管理を心がけましょう。
- ◆ 身近な林の維持管理に協力しましょう。
- ◆ 地元間伐材の積極的な利用に努めましょう。
- ◆ 平地林が持つ機能の理解に努めましょう。

#### 事業者が取り組むこと

- ◆ 所有する林の適切な管理を心がけましょう。
- ◆ 身近な林の維持管理に協力しましょう。
- ◆ 地元間伐材の利用に努めましょう。
- ◆ 林の開発に際しては、必要な手続きを行い、環境に配慮しましょう。



## 施策2 農地の保全

### 施策の方向性

農地は生産基盤であるとともに、多くの動植物の生息生育域でもあります。農業従事者の高齢化や後継者不足などにより耕作放棄地が増加しています。

観光資源としての活用や農業の活性化により農地の保全を図るとともに、動植物の生息生育域を確保するため、環境にやさしい農業を推進します。

### 市の主な施策

- 環境に配慮した農業の推進
- 農地周辺の動植物に配慮した水路などの整備の推進
- 農産物の地産地消、農業に関わる新たな産業の推進
- 農地などの利用の最適化の推進
- 農地開発の必要な手続きの指導
- 太陽光発電施設設置のガイドラインの適切な運用

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 所有する農地の適切な管理を心がけましょう。</li><li>◆ 農地周辺の整備や管理に協力しましょう。</li><li>◆ 農地の有効活用に努めましょう。</li><li>◆ 地元産農産物の積極的な利用に努めましょう。</li><li>◆ 農地が持つ機能の理解に努めましょう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 農地周辺の整備や管理に協力しましょう。</li><li>◆ 農地の有効活用に協力しましょう。</li><li>◆ 地元産農産物の積極的な利用に努めましょう。</li><li>◆ 農地の開発に際しては、必要な手続きを行い、環境に配慮しましょう。</li></ul>

### 施策3 水辺環境の保全

#### 施策の方向性

市内には、鬼怒川、小貝川、勤行川（五行川）などの多くの河川があり、私たちに安らぎを与えるとともに、その流域には多くの動植物が生息生育しています。

動植物に配慮した水辺環境を整備するとともに、誰もが水と親しめる親水空間としての活用を推進します。

#### 市の主な施策

- 水辺の動植物に配慮した河川整備の推進
- 水とふれあえる親水空間の整備
- サケが遡上する川の保全と活用
- 市民や市民団体との協働による水辺空間の管理と活用の推進
- 国や県との連携による水辺空間の管理

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 河川や水路の動植物の生息生育環境に配慮した多自然型川づくりに協力しましょう。</li><li>◆ 魚釣りや水遊びなどのレクリエーションで水辺空間を活用しましょう。</li><li>◆ 河川や水路を汚さないようにしましょう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 河川や水路の動植物の生息生育環境に配慮した多自然型川づくりに協力しましょう。</li><li>◆ レクリエーションなどで市内の水辺空間を活用しましょう。</li><li>◆ 河川や水路を汚さないようにしましょう。</li><li>◆ 水辺環境やその周辺の開発に際しては、必要な手続きを行い、環境に配慮しましょう。</li></ul>

## 施策4 生物多様性に向けた野生動植物の保全

### 施策の方向性

市内に残る里地里山や水辺空間には、多くの動植物が生息生育しています。絶滅が危惧される動植物が私たちの身近に生息生育していることを認識し、その環境を将来に引き継いでいかなければなりません。

動植物の生息生育域を保全していくため、市内の動植物調査を行います。

また、人為的な要因により持ち込まれた外来種などを把握し、適正な管理を推進します。

### 市の主な施策

- 希少動植物の生息生育域の把握と保全
- 市民や市民団体との協働による動植物の調査と保全
- 外来種などの把握と適切な管理の推進
- 有害鳥獣対策の計画的な推進
- 生物多様性に向けた動植物保全の計画的な推進

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 希少な動植物への理解、保全に努めましょう。</li><li>◆ 野生動植物の調査や保全に協力しましょう。</li><li>◆ むやみに野生動物を捕まえたり、植物を摘み取ったりしないようにしましょう。</li><li>◆ 野生動物の餌付けは行わないようにしましょう。</li><li>◆ 外来種などの動植物を適切に飼育、管理しましょう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 希少な動植物への理解、保全に努めましょう。</li><li>◆ 野生動植物の調査や保全に協力しましょう。</li><li>◆ 外来種などの動植物を適切に飼育、管理しましょう。</li><li>◆ 希少動植物の生息生育域の開発に際しては、必要な手続きを行い、環境に配慮しましょう。</li></ul>

## 施策5 歴史遺産・景観の保全

### 施策の方向性

市内に残る歴史遺産とその周辺の自然は、本市の原風景として優れた景観を形成しています。

これらの歴史遺産を私たちの共有財産とし、その周辺を含めた環境保全を推進します。

### 市の主な施策

- 歴史遺産やその周辺の環境の整備と活用の推進
- 市民や市民団体との協働による環境の保全
- 田園風景などの景観の保全

#### 市民・市民団体が取り組むこと

- ◆ 地域の歴史遺産を学び、保全に協力しましょう。
- ◆ 住宅を建てる場合には、周囲の景観に配慮しましょう。

#### 事業者が取り組むこと

- ◆ 地域の歴史遺産を学び、保全に協力しましょう。
- ◆ 事業所などを建設する場合には、周囲の景観に配慮しましょう。



内外大神宮

基本目標1 里地里山を守り育むまち の指標

指 標	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 38 年度)
農地面積	11,785 ha	11,785 ha
耕作放棄地面積	41 ha	0 ha



耕作放棄地



セイトカアワダチソウ (外来種)



シロバナタンポポ

## 基本目標2 身近な生活空間を守り、資源が循環するまち

### 施策6 大気環境の保全

#### 施策の方向性

大気環境の保全に向け、発生源である工場などへの法令や条例による遵守指導を行います。また、規制を遵守していても不快と感じる騒音・振動・悪臭などの発生源対策を事業者に啓発します。

道路を走行する車両からの環境負荷の低減に向け、道路の整備や公共交通機関の充実を図ります。

#### 市の主な施策

- 工場や事業場への法令や条例による規制基準の遵守指導
- 光化学スモッグ注意報発令時の迅速な連絡
- 県と連携した微小粒子状物質などへの対応
- エコドライブやアイドリングストップの普及啓発
- 低公害車の利用促進
- ノーマイカーデーの設定や公共交通機関の利用促進
- 幹線道路での自動車騒音の常時監視
- 渋滞の緩和に向けた道路整備の推進
- 堆肥の適切な保管、散布の啓発
- 野焼きの防止の指導

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ ごみの野焼きは行わないようにしましょう。</li><li>◆ 光化学スモッグ注意報などの発令時には、屋外での活動は控えましょう。</li><li>◆ 公共交通機関や自転車、徒歩での移動を心がけましょう。</li><li>◆ 低公害車の利用を心がけましょう。</li><li>◆ エコドライブ、アイドリングストップを心がけましょう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 法令による規制基準を遵守し、環境負荷の低減に取り組みましょう。</li><li>◆ 大気環境への負荷を低減する機器の利用に努めましょう。</li><li>◆ 光化学スモッグ注意報などの発令時には、排出ガス低減などの適切な対策に努めましょう。</li><li>◆ 通勤での公共交通機関や自転車、徒歩での移動を推奨しましょう。</li><li>◆ 低公害車の利用を推進しましょう。</li><li>◆ エコドライブ、アイドリングストップを心がけましょう。</li></ul>



## 施策7 水環境・土壌環境の保全

### 施策の方向性

私たちの暮らしに欠かすことができない水は、そのほとんどが河川や地下水に頼っています。清澄な水を確保するため、水環境・土壌環境の保全に向け、発生源である工場などへの法令や条例による遵守指導を行います。

### 市の主な施策

- 工場や事業場への法令や条例による規制基準の遵守指導
- 公共用水域の水質監視
- 公共下水道整備事業の計画的な推進と供用区域での接続の推進
- 農業集落排水施設の適切な管理
- 合併処理浄化槽の設置と適切な管理の推進
- 農薬や肥料の適正な使用の推進
- 県と連携した地下水水質の調査
- 県と連携した地下水揚水の規制、地盤沈下の監視

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ ごみや汚れた水を流さないようにしましょう。</li><li>◆ 公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を利用し、適切に管理しましょう。</li><li>◆ 家庭菜園や緑化で使った農薬や肥料は適切に処理しましょう。</li><li>◆ 雨水の利用に努めましょう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 法令による規制基準を遵守し、環境負荷の低減に取り組みましょう。</li><li>◆ 水環境や土壌環境への負荷を低減する機器の利用に努めましょう。</li><li>◆ 公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を利用し、適切に管理しましょう。</li><li>◆ 雨水の利用、水の再利用に努めましょう。</li></ul>

## 施策8 化学物質対策の推進

### 施策の方向性

ダイオキシン類やアスベストなどの発生源への法令や条例による遵守指導や放射能の監視を行います。

化学物質には未知なものもあり、それによる環境汚染が懸念される場合には、国や県と連携し、市民に適切な情報を提供します。

### 市の主な施策

- 工場や事業場への法令や条例に基づく有害物質の規制の徹底
- 有害物質の情報の提供
- 県と連携した化学物質対策の推進
- 工場や事業場へのダイオキシン類特別措置法に基づく指導
- 環境中アスベスト濃度の調査
- 国、県と連携した放射線に関する情報の提供

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 家庭菜園や緑化で使った農薬や肥料は適切に処理しましょう。</li><li>◆ ごみの野焼きは行わないようにしましょう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 法令による規制を遵守しましょう。</li><li>◆ 有害物質などの流出対策を行いましょよう。</li><li>◆ 所有する焼却施設は適切に管理しましょう。</li></ul>

## 施策9 身近な生活環境の保全

### 施策の方向性

生活水準の向上により、今まで許容範囲だったものが苦情の対象となっています。その内容は多岐にわたり、日常生活で発生する騒音やペットの鳴き声、ごみの野焼きなどがあります。また、法の規制の対象とならない店舗や小規模な事業者が発生源となるものも増えています。さらに、空き地や空き家の管理に関する問題も発生しています。

日常生活に起因することが周辺に影響を与えると認識するとともに、近隣への配慮を促すため、普及啓発を図ります。

### 市の主な施策

- 生活騒音や悪臭問題への注意喚起
- ペットのフンや鳴き声など、飼い方のマナーの意識啓発
- 空き地や空き家の適切な維持管理の促進
- 都市公園の整備と適正な管理
- 環境を考えた災害に強いまちづくりの推進
- 市民や市民団体との協働による公園や街路樹の管理
- 公共施設での緑地の確保

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 騒音、悪臭など、近隣に配慮した日常生活を心がけましょう。</li><li>◆ ごみの野焼きは行わないようにしましょう。</li><li>◆ ペットは適切に飼育しましょう。</li><li>◆ 所有する空き地や空き家は、適切に維持管理しましょう。</li><li>◆ 公園や街路樹の管理に協力しましょう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 騒音、悪臭など、近隣に配慮した事業活動を心がけましょう。</li><li>◆ 所有する土地は、適切に維持管理しましょう。</li><li>◆ 公園や街路樹の管理に協力しましょう。</li></ul>

## 施策10 廃棄物の減量と資源化の推進

### 施策の方向性

ごみを減らし、資源を循環していくためには、市民一人ひとりが、ごみの発生を抑制し、資源の分別を徹底しリサイクルを推進していくことが大切です。

そのため、市民・事業者のさらなる意識向上に向けた啓発や支援を推進します。

### 市の主な施策

- ごみ減量に向けた情報の提供と啓発
- 生ごみ処理機器購入補助など、ごみ減量に向けた支援
- ごみ分別の徹底に向けた情報の提供と啓発
- 間伐材の有効利用の推進
- 関係機関と連携したごみ減量化・資源化の推進

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 生ごみを減らすため、生ごみ処理機器を利用しましょう。</li><li>◆ 買い物には、マイバッグを持参しましょう。</li><li>◆ ごみを減らすため、日常生活を見直しましょう。</li><li>◆ ごみの分別を徹底しましょう。</li><li>◆ 資源物の店頭回収を利用しましょう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ ごみを減らすため、事業活動を見直しましょう。</li><li>◆ ごみの分別を徹底しましょう。</li><li>◆ ごみの減量化や資源化に向けた市の施策に協力しましょう。</li></ul>

## 施策11 ごみのないまちづくりの推進

### 施策の方向性

意識調査で最も関心が高く、優先して欲しい施策としても要望が多かった、不法投棄やごみのポイ捨てをなくすため、監視体制を強化していくとともに、ごみを捨てにくいまちづくりを推進します。

### 市の主な施策

- 市民や市民団体との協働による美化活動の推進
- ごみを捨てにくいまちづくりの推進
- 不法投棄監視体制の強化
- 不法投棄防止に向けたまちづくりの推進

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 各種団体で実施する美化活動に積極的に参加しましょう。</li><li>◆ ごみのポイ捨てや不法投棄を行わないようにしましょう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 各種団体で実施する美化活動に積極的に参加しましょう。</li><li>◆ ごみのポイ捨てや不法投棄を行わないようにしましょう。</li></ul>

基本目標2 身近な生活空間を守り、資源が循環するまち の指標

指 標	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 38 年度)
大気汚染物質に係る環境基準の達成率		
二酸化硫黄	100%	100%
二酸化窒素	100%	100%
浮遊粒子状物質	100%	100%
騒音に係る環境基準の達成率 面的評価	94%	100%
公共用水域の環境基準達成率 主要 5 河川の BOD 鬼怒川、小貝川、五行川、大谷川、糸線川	93%	100%
生活排水処理率	72.73%	82.2%
資源化率	10.2%	13%
1 人 1 日あたりの家庭ごみ排出量	700g	630g



ごみの分別



## 基本目標 3 地球温暖化の防止に向けて行動するまち

### 施策 12 省エネルギーの推進

#### 施策の方向性

私たちの便利で快適な暮らしは、化石燃料により得られる多くのエネルギーにより支えられています。限りある資源を有効に活用し、温室効果ガスの排出量を抑制するため、日常生活でのエネルギーの消費を抑制したライフスタイルの普及を図ります。

また、事業活動における省エネルギーに向けた取り組みの普及啓発を図ります。

#### 市の主な施策

- 省エネルギーに向けたライフスタイルの情報提供
- 屋上緑化や緑のカーテンの設置促進
- LED 照明などの省エネルギー型設備の普及啓発
- 茨城エコ事業所登録制度の普及、ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得の促進
- 公共施設や防犯灯への LED 照明の導入

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 使用していない家電のコンセントを抜いたり、冷暖房の設定を適切に管理し、日常生活での電気やガスの使用量を減らしましょう。</li><li>◆ 電気機器を買い替えるときは、省エネルギー機器や LED などの利用に努めましょう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 茨城エコ事業所登録や ISO14001 などの環境マネジメントシステムを取得しましょう。</li><li>◆ 事業活動での省エネルギーに取り組みましょう。</li><li>◆ 設備の購入時には、省エネルギー型機器を選びましょう。</li></ul>

茨城エコ事業所登録制度・ISO14001・エコアクション 21 とは・・・  
環境負荷の低減に向け取り組む事業所に茨城県・国際標準化機構・  
環境省がそれぞれ登録や認証する制度です。

### 施策 13 多様な再生可能エネルギーの活用

#### 施策の方向性

私たちの暮らしを支えるエネルギーの多くは、化石燃料から得ています。化石燃料の8割以上は、海外からの輸入に頼っています。化石燃料の消費は、温室効果ガスである二酸化炭素の排出に繋がり、地球温暖化問題にも大きな影響を与えています。

そこで、化石燃料に頼らないエネルギーを確保し、エネルギーの地産地消に向け、再生可能エネルギーの普及を促進します。

近年、住宅用太陽光発電システムの導入は進んでいますが、それ以外の再生可能エネルギーの情報を提供し、普及を促進します。

#### 市の主な施策

- 再生可能エネルギー導入の普及啓発
- 太陽熱や蓄電池などの情報の提供
- 公共用施設への多様な再生可能エネルギーの導入

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
◆ 住宅用太陽光発電システムや太陽熱、蓄電池などの利用に努めましょう。	◆ 太陽光発電システムや太陽熱、蓄電池などの利用に努めましょう。 ◆ 新たな再生可能エネルギーの導入に努めましょう。

#### 再生可能エネルギーとは・・・

石油や石炭などの化石燃料のように限りがある資源ではなく、枯渇せずに繰り返し使える資源を用いたエネルギーを再生可能エネルギーといいます。

再生可能エネルギーとしては、太陽光発電、風力発電、バイオマス、水力発電、地熱発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、地中熱利用などがあります。

## 施策 14 自動車交通対策の推進

### 施策の方向性

自動車は、走行時の騒音・振動に加え、排気ガスによる大気汚染や温室効果ガスの発生源の一つとなっています。車両による環境負荷を低減するため、ハイブリッド車や電気自動車などの次世代自動車の普及や渋滞緩和に向けた道路整備、エコドライブなどの環境にやさしい運転への転換を促進します。

また、公共交通機関や自転車の利用促進に向け、路線の充実や自転車が安全に通行できる道路の整備、啓発を推進します。

### 市の主な施策

- 電気自動車などの次世代自動車の普及促進
- 公共交通機関の充実による利用促進
- 渋滞緩和に向けた道路の改良や整備
- 公用車に電気自動車などの次世代自動車の導入

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ ハイブリッド自動車、電気自動車などの次世代自動車の購入に努めましょう。</li><li>◆ 公共交通機関や自転車、徒歩での移動を心がけましょう。</li><li>◆ エコドライブ、アイドリングストップを心がけましょう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ ハイブリッド自動車、電気自動車などの次世代自動車の購入に努めましょう。</li><li>◆ 通勤での公共交通機関や自転車、徒歩での移動を推奨しましょう。</li><li>◆ エコドライブ、アイドリングストップを心がけましょう。</li></ul>

### 次世代自動車とは・・・

ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、水素自動車、天然ガス自動車などがあります。

## 施策 15 緑化の推進

### 施策の方向性

市内の社寺林や屋敷林などの身近な林、市街地の公園や緑地は、市民の憩いの場や子供の遊び場であるとともに、身近な動植物の生息生育地としても重要なものです。また、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源としても期待されます。

身近な林や公園の樹木の適切な維持管理とともに、市民や事業者への意識啓発を促進します。

### 市の主な施策

- 社寺林や屋敷林などの身近な林の適正な管理の促進
- 公園の適正な管理

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 市民が所有する林の適切な管理を心がけましょう。</li><li>◆ 身近な林の維持管理に協力しましょう。</li><li>◆ 敷地内を緑化しましょう。</li><li>◆ 公園や街路樹の管理に協力しましょう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 事業者が所有する林の適切な管理を心がけましょう。</li><li>◆ 身近な林の維持管理に協力しましょう。</li><li>◆ 敷地内を緑化しましょう。</li><li>◆ 公園や街路樹の管理に協力しましょう。</li></ul>



下岡崎近隣公園

## 施策 16 温室効果ガス削減に向けた総合的な対策の推進

### 施策の方向性

地球の温暖化は、その予想される影響の深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題です。地球の生態系と人類の生活を将来にわたり維持していくため、地球で暮らす一人ひとりが意識を変革し、日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスを削減していく必要があります。

そのため、市民・事業者・市が一体となって温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進します。

### 市の主な施策

- 地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の策定
- 筑西市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の推進
- フロン回収破壊法の普及啓発

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 温室効果ガス削減に向けた日常生活に努めましょう。</li><li>◆ フロン類を使用した家電や自動車などは、適切に管理し、廃棄する際には業者に処理を依頼しましょう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 温室効果ガス削減に向けた事業活動に努めましょう。</li><li>◆ フロン回収破壊法を理解し、フロン類を使用した機器類や自動車などは適切に管理し、廃棄する際には業者に処理を依頼しましょう。</li></ul>

基本目標3 地球温暖化の防止に向けて行動するまち の指標

指 標	現況値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
次世代自動車導入台数(市公用車)	17台	25台
市域の温室効果ガス排出量	1,428千t-CO <sub>2</sub>	1,285千t-CO <sub>2</sub>
公共施設の温室効果ガス排出量	7,657t-CO <sub>2</sub>	7,350t-CO <sub>2</sub>
都市公園面積	86.597ha	93.3ha
公共用施設への再生可能エネルギー の設置件数	7件	9件



下館体育館：太陽光発電システム



## 基本目標 4 環境を守る人を育むまち

### 施策 17 環境保全活動の推進

#### 施策の方向性

市内の環境の保全は、誰かに任せておけば良いというものではなく、市民・事業者・市が協働で取り組んでいくことが必要です。市内の環境に対する意識と環境マナーの向上を目指し、環境美化や各種保全活動を推進します。

また、市民や事業者の積極的な参加を促すため、活動状況や市民団体の情報提供による啓発を図ります。

#### 市の主な施策

- 市民や市民団体との協働による環境保全活動の推進
- 環境保全活動の情報の提供
- 環境保全団体の情報提供と連携の促進
- 茨城エコ・チェックシートや茨城エコ事業所登録制度の普及、ISO14001やエコアクション21の認証取得の促進

#### 市民・市民団体が取り組むこと

- ◆ 市や市民団体で行う環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ◆ 茨城エコ・チェックシートを活用しましょう。
- ◆ 環境保全団体に参加、協力しましょう。

#### 事業者が取り組むこと

- ◆ 市や市民団体で行う環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ◆ 従業員に対し、環境保全活動への参加を促しましょう。
- ◆ 茨城エコ事業所登録や ISO14001などの環境マネジメントシステムを取得しましょう。



茨城エコ・チェックシートとは・・・

省資源、省エネ、節水の実践などエコライフに取り組むための知恵とヒントが紹介した家庭向けチェックシート

## 施策 18 環境学習・環境教育の推進

### 施策の方向性

環境への関心と意識の向上を図り、自ら環境保全に向けて取り組む人を増やすため、子供から大人まで、すべての世代に向けた学びの場を提供します。環境に関する座学だけではなく、市内の里地里山や水辺などの環境を活用した自然観察会や体験型の環境学習を推進します。特に次世代を担う子供たちへの環境教育を積極的に進めます。

また、市内の環境学習指導者の育成に努めます。

### 市の主な施策

- こどもエコクラブの活動支援
- 小学校での環境教育の実施支援
- 市民や市民団体との協働による体験型環境学習や自然観察会の開催
- 環境について学ぶ講座の開催
- 環境学習指導者の把握と育成

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
◆ 体験型環境学習や自然観察会、環境について学ぶ講座に積極的に参加します。	◆ 体験型環境学習や自然観察会、環境について学ぶ講座に協力します。

### こどもエコクラブとは・・・

子供が中心となり、地域環境に関する学習や活動などの活動を実施するクラブ

## 施策 19 環境情報の発信

### 施策の方向性

市民・事業者の環境への意識を高め、積極的に環境保全への取り組みを推進していくため、市や県、国などで実施している調査の結果や市の環境に関する情報を広報紙やホームページを活用し、わかりやすく提供します。

また、本計画の進捗についても発信します。

### 市の主な施策

- 広報紙、ホームページを活用した環境情報の提供
- 環境調査結果や環境基本計画の進捗の公表

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
◇市の環境情報を積極的に活用しましょう。	◇市の環境情報を積極的に活用しましょう。



小学校での環境学習

基本目標4 環境を守る人を育むまち の指標

指 標	現況値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
市内小学校の環境教育の実施数	95回	100回
環境情報の発信回数	12回	12回
環境基本計画の進捗の公表	—	1回/年



フラワーロード



小学校の花壇

## 第5章 重点施策

環境保全に資する課題に対しては、市民・事業者・市が協働で環境負荷の低減や各種活動を主体的に進めていく必要があります。

本計画の目指す将来像や基本目標を実現するために、重点的・優先的に取り組む施策を重点施策として位置づけました。

### 重点施策

- 野生動植物の保全
- 快適な生活環境の維持
- 温室効果ガス排出量の削減
- 環境学習・環境教育の推進



タモロコ



アキアカネ



## 重点施策 1 野生動植物の保全

市内の里地里山に残された野生動植物の生息生育域を保全し、そこで育まれてきた生物多様性を守り、人と生きものが共生する筑西市を目指します。

- 市民や市民団体と連携した動植物の調査
- 希少動植物の生息生育域の把握
- 市民や市民団体と連携した保全活動
- 有害鳥獣や外来生物への計画的な対策
- 環境学習や環境情報の提供による市民への普及啓発

## 重点施策 2 快適な生活環境の維持

道路などへのポイ捨てや、人目につかない場所への不法投棄の防止に向け、ごみが捨てられにくい筑西市を目指します。

- 市民や市民団体、事業者と連携した幹線道路や公園、河川流域などの定期的な清掃活動
- 市民や市民団体、事業者と連携した街路や花壇などの整備による美化活動
- ポイ捨ての多い場所への看板の設置などによる啓発
- 不法投棄監視パトロールや関係機関との連携の強化
- 不法投棄発見時の通報の周知



### 重点施策3 温室効果ガス排出量の削減

市民・事業者が、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動に率先して取り組む筑西市を目指します。

- 温室効果ガスの削減に向け、マイバッグ持参やアイドリングストップなど、環境にやさしいライフスタイルの情報の提供
- 茨城エコ・チェックシートの活用推進
- 事業者の茨城エコ事業所登録制度やISO14001、エコアクション21の認証取得の促進
- 電気自動車などの次世代自動車の普及促進
- 公共交通機関の充実と利用促進
- 平地林の適切な管理や市街地の緑地の確保などによる二酸化炭素吸収源の育成

### 重点施策4 環境学習・環境教育の推進

環境学習・環境教育を通して、多くの市民に市内に残された自然環境を知ってもらい、自ら環境保全に取り組む筑西市を目指します。

- 日常生活での環境保全やごみの問題など、身近な環境問題を学ぶ環境講座の実施
- 環境学習や環境情報の提供による市民への普及啓発
- 市民団体が管理している里山や河川など、市内の環境を活用した環境学習・環境教育の実施
- 市民や市民団体と連携し、動植物調査を行い、環境について知る機会の創出
- 市民や市民団体などの要望に応じ紹介できるよう、市内の環境学習指導者の名簿の作成

## 第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

筑西市の環境の将来像「ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西」の実現に向け、市が率先して施策の推進を行うとともに、市民・事業者は自ら積極的に取り組んでいくことが必要です。また、市民・事業者・市の三者は、それぞれの立場や役割を理解して連携し、協働の体制を構築することが重要です。

そのため、筑西市の環境保全に向け、総合的な調整と適正な進行管理を行う体制を構築します。また、環境保全に向けた施策を確実に実行していくため、環境基本計画実施計画を策定します。なお、環境基本計画の進行管理に関する事項については、市民環境部環境課を事務局とし、そのとりまとめを行います。

#### 筑西市環境審議会

筑西市環境基本条例（第2章第2節第9条第3項）に基づき、環境基本計画の策定及び変更に関する事、その他、市の環境に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議します。

環境基本計画の施策の進捗状況について、市から報告を受け、評価します。

#### （仮称）筑西市環境市民会議

市民・事業者・市で構成する筑西市環境市民会議を設置し、環境基本計画の推進への協力、環境保全活動や環境学習・環境教育への支援、市民団体の連携、情報の共有を行い、各主体間の連携を図ります。

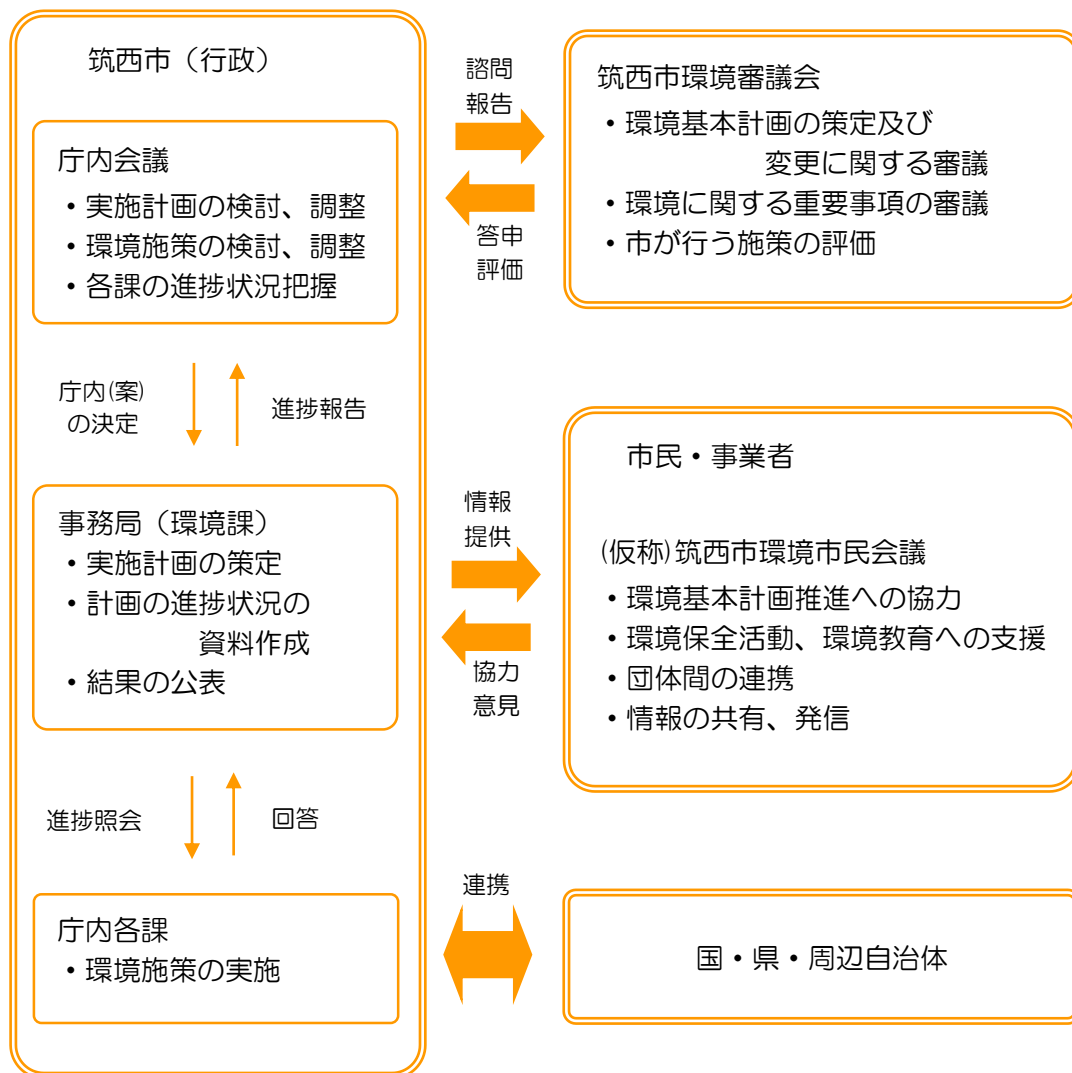
#### 庁内会議

環境基本計画を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画実施計画の施策の検討や調整、各課の取り組みの進捗状況の把握を行います。年度末には、環境基本計画の進捗状況をとりまとめ、必要に応じて実施計画の見直しを行うとともに、筑西市環境審議会に報告します。

#### 事務局

環境基本計画に関する事務は、市民環境部環境課に事務局を置き、実施計画や進捗状況のとりまとめなど資料の作成、会議の招集を行います。

◆ 計画の推進体制



## 第2節 計画の進行管理

筑西市環境基本計画は、計画(Plan)→実行(Do)→点検(Check)→改善・見直し(Act)の4つのステップを繰り返し、定期的に目標や施策の進捗状況を評価、改善していきます。

